

農業集落排水事業に 地方公営企業法を適用しました

守谷市の下水道事業

当市の下水道事業は、地方公営企業法適用済みの「公共下水道事業」と、非適用の「農業集落排水事業」の二つの事業区分となっています。

今回「農業集落排水事業」を法適用し、地方公営企業に移行しました。



❓ 地方公営企業法とは？

水の供給や下水処理など、住民生活に直結し、公共性の高い社会資本整備事業の実現を目的とした、地方公共団体が運営する企業活動を「公営企業」と呼びます。
公営企業が効率的・機動的な事業運営を行うために定められたのが、「地方公営企業法」です。
地方公営企業法の特徴は、財務会計における企業会計方式を導入していることです。

❓ なぜ法適用するの？

現在の官公庁会計は、農業集落排水事業の資産や負債（借金）がどのくらいあるのかといった情報や、将来収支の予測等の情報が十分ではない状況です。
将来的な人口減少や施設更新期に備えるため、財務状況を明らかにし、経営分析に基づく将来の事業計画を定めるため、法適用して企業会計方式を導入する必要があるとして、国からも令和6年3月末までに移行するよう要請されています。

❗ 法適用のメリット

企業会計を導入することにより、現金収支のみに着目するのではなく、複雑かつ多方面にわたる経済的活動を期間損益としての的確に把握することで、現状分析や将来の事業経営計画に役立てることが可能となります。
また、民間企業と同様の損益計算書や貸借対照表が作成されますので、住民や議会も理解しやすい予算や決算になります。

❓ 法適用すると 使用料など変わるの？

企業会計の導入により損益計算書や貸借対照表が作成されるため、予算や決算の書類が変わりますが、使用料は変わりません。
法適用により、よりよい住民サービスの提供を目指して、経営してまいります。

法適用の基本方針

法適用の対象事業	農業集落排水事業
法適用の期日	令和5年4月1日
法適用の範囲	全部適用



企業会計とは

公営企業の会計は企業会計方式によっており
官公庁会計方式に見られない多くの特色をもっています。

官公庁会計

守谷市 農業集落排水事業特別会計 【歳入】

款	項	収入済額
使用料 及び 手数料	使用料	000,000
	手数料	000,000
⋮	⋮	⋮

【歳出】

款	項	支出済額
農業集落 排水費	農業集落 排水管理費	000,000
	農業集落 排水整備費	000,000
公債費	公債費	000,000
⋮	⋮	⋮

一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とするため、財産や借金がどの程度あるのか、黒字なのか等が分かりにくくなっています。

歳入歳出から 損益取引と資本取引へ区分

官公庁会計では、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、予算及び決算を作成しますが、公営企業会計では収入及び支出を①当事業年度の損益取引に基づくもの（収益的収支）と、②投下資本の増減に関する取引（資本的収支）とに区分して期間損益計算を明らかにします。

公営企業会計

守谷市 農業集落排水事業会計 【貸借対照表】

資 産	金額	負 債	金額
建 物	000,000	企 業 債 (借入金)	000,000
現 金 預 金	000,000	⋮	
⋮		資 本	金額
⋮		資 本 金	000,000
		⋮	

貸借対照表は、一定の時点において保有するすべての財産を総括的に表示したものです。
貸借対照表により、当該事業の資産・負債の状況を知ることができます。

守谷市 農業集落排水事業会計 【損益計算書】

営業収益	000,000
下水道使用料	000,000
営業費用	000,000
汚水費	000,000
総係費	000,000
営業利益	000,000
経常利益	000,000
当年度純利益	000,000

損益計算書は、1事業年度（1年間）における収入（収益）と支出（費用）を表示したものです。
損益計算書により、どのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知ることができます。